

令和3年9月10日

会員各位

NPO 法人社会還元センターグループわ
理事長 南 謙二

新型コロナウイルス緊急事態宣言(4度目)

期間延長を受けてのグループわ の対応

兵庫県には8月20日から発令された緊急事態宣言は9月12日までの期日を9月30日まで延長することが国の方針で決まりました。

今まで飲食店における酒類提供禁止、マスク着用・消毒励行、3密回避に加え、大型商業施設への入場制限、混雑した場所への外出半減、企業のテレワーク活用などが要請されてきました。期間延長後の兵庫県、神戸市の方針発表前ですが基本的には従前の方針と変わらないものと推察いたします。

グループわ としても、基本的に今までと同様に感染対策を徹底してグループわ の運営をしてまいります。

具体的には以下の対応とさせていただきます。

(1)グループわ の活動

*原則：感染対策*¹を踏まえた活動の継続

*期間：9月30日までの期間を含む当分の間、但し状況に応じ見直し。
(*¹検温・マスク着用・消毒の励行・3密の回避等)

(2)本部事務所の活動

*火曜日・金曜日：基本的に通常出務、

*その他の平日：日直1名

但し、業務上必要な場合日直以外の役員の出務は実施します。

*わ会員の皆様：出来るだけ電話、メールで用件を済ませて下さい、必要な場合の事務所訪問は差支えありません。

(3)今後の理事会・運営委員会等

*平常通り開催します。

*次回運営委員会：9/21(火) 10時～@学習室1, 2

(4)その他

①一ノ谷プラザ 須磨区役所と協議の結果、休館継続

②パソコン何でもお好み塾 人数を絞り感染予防に留意して

活動継続(但し、ふたば学舎が休館の場合を除く)

③須磨パティオお買い物サポーター 宣言発令期間中は活動停止継続

会員の皆様のご理解をお願い申し上げますとともに、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

以上

追伸、神戸市に気象警報(波浪・高潮は除く)が平日朝8時に出ている場合はわ本部出務は中止、12時までに解除の場合は午後出務となります。
出務中に警報発令、避難指示(レベル3以上)が出た場合、本部出務停止します。